

国立大学法人東京医科歯科大学教授選考委員会規則

平成29年10月18日
規則第118号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学人事委員会規則（平成29年規則第71号）第2条第2項の規定に基づき、人事委員会の下に設置される教授選考委員会（以下、「選考委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(役割等)

第2条 選考委員会は、人事委員会からの諮問を受け、教授候補者を選考し答申する。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「所属予定部局」とは、選考委員会が選考を行う教授候補者が所属する予定の組織のことをいい、その組織は別表1左欄に定める。
- (2) 「教授会」とは、所属予定部局ごとに、別表1右欄に定めるものをいう。

(組織)

第4条 選考委員会は、所属予定部局ごとに別表2に掲げる者をもって構成し、人事委員会が承認するものとする。

- 2 前項により、委員長が指名した者について、人事委員会が適任と判断しない場合には、人事委員会は当該者の指名を承認しないことができる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ定めた者が委員長の職務を行う。

(選考手続き等)

第5条 選考委員会は、人事委員会の決定により、公募を行う。

- 2 選考委員会は、別に定める業績調査室へ、必要な調査を指示することができる。
- 3 選考委員会は、前項のほか、必要に応じた調査を行うことができる。
- 4 選考委員会は、前項までの手続きにより3名程度の教授候補者を選出したのち、教授会に報告し、意見を聴取する。なお、プレゼンテーション、質疑応答等（以下、「プレゼン」という。）の実施の有無については、選考委員会が決定することができる。
- 5 前項のプレゼンについては、原則として所属予定部局の教授会構成員の参加及び発言を認める。ただし、選考委員会が、選考に不都合が生じると判断する場合には、教授会構成員の参加を認めないことがある。
- 6 選考委員会は、前項までの手続きにより、2名以上の教授候補者を選考し、教授会の意見を付して、人事委員会に答申する。ただし、2名以上の教授候補者を選考することが困難である

場合には、その限りではない。

- 7 人事委員会は、必要に応じて、外部推薦者を選出し、意見等を求めることができる。ただし、所属予定部局が大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）又は大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（歯学系）の場合は、原則として、外部推薦者を選出するものとする。
- 8 外部推薦者は、必要に応じて、選考委員会に陪席することができる。
- 9 選考委員会の常設委員（別表2に掲げる委員長、人事委員会が指名する理事及び部局の運営に関わる者を指す。）は、当該選考分野の教授の採用から1年後に人事委員会に経過報告を行う。

（選考手続き等の例外）

第5条の2 第4条及び第5条の規定にかかわらず、別表に掲げる部局以外において、教授候補者の選考を行う場合の手続き等については、人事委員会が別に定める。

（議事）

- 第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議長となる。
- 2 選考委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。
 - 3 選考委員会の議事は、議長を含め出席した委員の多数決で決することとする。ただし、多数決で決しない場合は、議長の決するところによる。

（構成員以外の者の出席）

第6条の2 選考委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第7条 選考委員会に関わる者は、当該選考委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

（庶務）

第8条 選考委員会及び教授選考に係る庶務は、総務部人事企画課の協力を得て、所属予定部局の教授会の庶務を担当する事務部において処理する。

（この規則により難しい場合の措置）

第9条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると人事委員会が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成29年10月18日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年9月13日規則第84号）

この規則は、平成30年9月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年10月5日規則第99号）

この規則は、平成30年10月5日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則（平成30年11月30日規則第115号）

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日規則第76号）

この規則は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年7月4日規則第77号）

この規則は、令和元年7月4日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則（令和2年9月30日規則第96号）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

所属予定部局	教授会
大学院医歯学総合研究科医歯学専攻 (医学系) 及び医学部附属病院	大学院医歯学総合研究科教授会 (医学系)
大学院医歯学総合研究科医歯学専攻 (歯学系) 及び歯学部附属病院	大学院医歯学総合研究科教授会 (歯学系)
大学院医歯学総合研究科生命理工医療 科学専攻生体検査科学講座	大学院医歯学総合研究科生体検査科学系教授会
教養部	教養部教授会
大学院保健衛生学研究科	大学院保健衛生学研究科教授会
生体材料工学研究所	生体材料工学研究所教授会
難治疾患研究所	難治疾患研究所教授会

別表 2 (第 4 条関係)

所属予定 部局	教授選考 委員会	委員長	人事委員 会が指名 する理事	部局の運 営に関わ る者	人事委員 会が指名 する者	委員長が 指名する 者
大学院医 歯学総合 研究科医 歯学専攻 (医学 系) 及び 医学部附 属病院	臨床系教 授選考委 員会 (医 学系)	医学部長 (1)	理事(1)	医学部附 属病院長 (1) 医学科長 (1)	人事委員 会が指名 する者 (1)	委員長が 指名する 者(1)
大学院医 歯学総合 研究科医 歯学専攻 (歯学 系) 及び 歯学部附 属病院	臨床系教 授選考委 員会 (歯 学系)	歯学部長 (1)	理事(1)	歯学部附 属病院長 (1) 歯学科長 (1)	人事委員 会が指名 する者 (1)	委員長が 指名する 者(1)
大学院医 歯学総合 研究科医	教授選考 委員会 (口腔保 健)	歯学部長 (1)	理事(1)	歯学部附 属病院長 (1)	人事委員 会が指名 する者 (1)	委員長が 指名する 者(1)

歯理工保健学専攻				口腔保健学科長、 口腔保健衛生学専攻長又は 口腔保健工学専攻長（１）		
大学院医歯学総合研究科生命理工医療科学専攻生体検査科学講座及び 大学院保健衛生学研究科	教授選考委員会 （保健衛生）	医学部長 （１）	理事（１）	医学部附属病院長 （１） 保健衛生学研究科長又は 保健衛生学科長 （１）	人事委員会 が指名する者 （１）	委員長が 指名する者（１）
教養部	教授選考委員会 （教養部）	教養部長 （１）	理事（１）		人事委員会 が指名する者 （２）	委員長が 指名する者（２）
生体材料工学研究所	教授選考委員会 （生体材料工学研究所）	生体材料工学研究所長 （１）	理事（１）		人事委員会 が指名する者 （２）	委員長が 指名する者（２）
難治疾患研究所	教授選考委員会 （難治疾患研究所）	難治疾患研究所長 （１）	理事（１）		人事委員会 が指名する者 （２）	委員長が 指名する者（２）

※ （）の数字は人数を示す。

※ 委員長が指名する者については、（）に示す人数を、原則として、当該部局の教授会の構成員の中から委員長が指名する。